

3. 学則

第1章 組織

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、工業分野並びに商業実務分野及び教養面に関する専門知識・技術を教授するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、国家、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、Y I Cキャリアデザイン専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、山口県周南市代々木通二丁目33番地に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 職業実践 専門課程 | 備考 |
|--------------|-------|------|------|-----|--------------|----|
| 工業 専門課程 | デザイン科 | 2年 | 30名 | 60名 | 認定 | 昼間 |
| 商業実務 専門課程 | 医療事務科 | 2年 | 30名 | 60名 | 認定 | 昼間 |

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律の規定する日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 学年始め休業日 4月 1日から 4月 7日まで

(4) 夏季休業日 8月 1日から 8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から 翌年1月 7日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から 3月31日まで

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は、臨時に休業日を定め、若しくは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程

(教育課程)

- 第7条 教育課程は、別表のとおりとする。
2. 授業科目は、必修と選択必修とに分ち、履修方法は講義・演習及び実習とする。
(始業及び終業時刻)
- 第8条 始業及び終業時刻は、午前9時から午後3時までとする。
2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業及び終業時刻を変更することができる。
(学習の評価)
- 第9条 学習の成績評価は、試験、履修状況等を基にして総合的に行い、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

第5章 卒業及び称号

(卒業)

- 第10条 校長は、前条の学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。
2. 第4条に定める修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、職員会議を経て校長が卒業を認定する。
3. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
(称号)

- 第11条 前条の規定及び、文部科学省告示に基づき、専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、次の称号を授与する。

| 課程名 | 学科名 |
|---------------|-------|
| 専門士（工業専門課程） | デザイン科 |
| 専門士（商業実務専門課程） | 医療事務科 |

第6章 入学、休学、退学及び転学

(入学時期)

- 第12条 本校への入学は、学年の始めにおいて、校長が許可する。

(入学資格)

- 第13条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。
- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出 願)

第14条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書に、入学選考料を添えて指定する期日までに出席しなければならない。

(入学許可)

第15条 前条の手続きを終了した者に対して、入学者の選考を行い、校長が入学を許可する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に誓約書の提出と、所定の納付金を納入しなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第17条 次の各号に該当する者で、本校への入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校及び他の専修学校を卒業または退学した者

(2) 社会人で前号の学歴を有する者及び同等の学力を有すると認められた者（以上編入学）

(3) 他の専修学校に在学し、相当な学力があると認められた者（転入学）

(4) 本校を卒業または退学した者（再入学）

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て校長が決定する。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上修学できない者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。

3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。

4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(転 科)

第19条 特別な事由により転科を願い出た者に対して、転科後その学科に必要な授業科目を修得する見込みがあると認められた場合は、校長が転科を許可することがある。

(退学及び転学)

第20条 退学しようとする者、または他の学校に転学しようとする者は、その事由を明らかにして退学、転学願を提出し校長の許可を受けなければならない。

(在学年限)

第21条 在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

(除 籍)

第22条 次の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

(1) 授業料等の納付金の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(2) 第21条に定める在学年限を超えた者

(3) 第18条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 出欠席等

(出欠席等)

第23条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取り扱いについては、校長が定める。

(公欠等)

第24条 次のいずれかに該当するときは、欠席として取り扱わない。

(1)忌引—父母（養父母、継父母を含む）（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、伯叔父母（1日）

- (2)結婚式または法事—本人、父母（養父母、継父母を含む）、兄弟姉妹
(3)国民としての法的義務履行によるもの（法律の定めによる感染症など）
(4)天災等不可抗力によるもの
(5)企業実習、特別講座など
(6)就職活動（説明会、試験、面接）
(7)就職先から依頼のあった研修
(8)本人に過失のない交通事故などによる傷害
(9)交通機関の通行停止により、登校不可能な場合
(10)その他校長が認めたもの
以上を公欠扱いとし、公欠届を担任に提出すること。

第8章 保証人

（保証人の責任）

第25条 保証人は、本人の校内外における学生生活について、学校に対し、財産上及び身分上の一切の保証の責に任ずるものとする。

（保証人の資格）

第26条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)親権者又は後見人
(2)成年者で独立の生計を営む兄姉又は縁故者
（保証人の変動）

第27条 保証人の身分に変動があった場合は、すみやかに届出なければならない。

第9章 入学金、授業料その他の納付金

（入学金及び授業料等）

第28条 入学金、授業料その他の納付金は、別に定める。

2. 授業料は、これを2回に分割し、前期分は前納し、後期分は当該年度の7月31日までに納付するものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、2年次生の授業料、施設設備費、実習費は原則として当該年度の開始の日までに一括して納付するものとする。
4. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納しその後においても納入の見込がないときは、除籍することがある。
5. 特別の事情があると認めた者には授業料等を減免することがある。

第10章 表彰及び懲戒

（表 彰）

第29条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対し、職員会議を経て、校長が表彰する。

（懲 戒）

第30条 本校の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、職員会議を経て、校長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
(1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
(2)学力劣等で成業の見込がないと認められる者
(3)正当な理由がなく出席常でない者

(4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(弁償)

第31条 学生が校舎、校具その他の施設・設備を損傷又は紛失したときは、校長はその事情によって、その全部又は一部を弁償させることがある。

第11章 奨学生、特待生及び授業料減免

(奨学生)

第32条 学力、性行ともに優れ、他の模範となる人物で、経済的な理由で就学困難な者に対し、授業料を減免する。

2. 前項に関する規則は、別に定めるところによる。

(特待生)

第33条 学力、性行ともに優れ、校内において、他の模範生となるにふさわしいと認められる者に対して、授業料を減免し、就学を進める。

2. 前項に関する規則は、別に定めるところによる。

第12章 健康診断

(健康診断)

第34条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第13章 職員組織

(職員組織)

第35条 本校に、次の教職員を置く。

- (1)校長 1名
- (2)教員 7名以上
- (3)講師 必要に応じて置く
- (4)助手 必要に応じて置く
- (5)事務職員 3名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第14章 附帯教育

(附帯教育)

第36条 本校の附帯教育については、次のとおりとする。

| 講座名 | 修業年限 | 総定員 | 総授業時間数 |
|--------------|------|-----|--------------------------|
| 公務員学科聴講 | 5か月 | 若干名 | 900時間 |
| 公務員初級講座 | 1か月 | 40名 | 82時間 |
| イラスト・マンガ専攻聴講 | 1年以内 | 20名 | 1,056時間以内 (聴講する科目による) |

2. 附帯教育の入学金、授業料その他の納付金は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
 2. 平成19年4月1日から一部改正する。
 3. 平成20年4月1日から一部改正する。
 4. 平成22年10月1日から一部改正する。
 5. 平成23年4月1日から一部改正する。
 6. 平成24年4月1日から一部改正する。
 7. 平成25年4月1日から一部改正する。
 8. 平成26年4月1日から一部改正する。
 9. 平成27年4月1日から一部改正する。
 10. 平成28年4月1日から一部改正する。
 11. 平成29年4月1日から一部改正する。
 12. 平成30年4月1日から一部改正する。
 13. 平成31年4月1日から一部改正する。
 14. 令和2年4月1日から一部改正する。
- 但し、令和2年3月31日以前に入学した学生は、従前の学則を適用する。